

保育料料金表

○佐倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例

※ 別表第 1 保育料表(第 3 条関係) 2 号・3 号認定(0～2 歳児クラス)の方はこちらの表をご覧ください

階層 区分	定義		利用者負担額（月額）	
			保育 標準時間	保育 短時間
A	生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）による支援給付受給世帯		0	0
B	A 階層を除く、市町村民税所得割及び均等割の両方が非課税の世帯		0	0
C1	A 階層及び B 階層を除き、市町村民税所得割のみ非課税の世帯であって、在宅障害児（者）のいるもの又はひとり親のもの		7,300	7,200
C2	A 階層から C1 階層までを除く、市町村民税所得割のみ非課税の世帯		10,400	10,300
D1	A 階層から C2 階層までを除き、市町村民税所得割課税世帯であって、その市町村民税所得割の額が次の区分に該当するもの	100 円以上 22,000 円未満	16,000	15,800
D2		22,000 円以上 48,600 円未満	18,000	17,700
D3		48,600 円以上 56,000 円未満	22,800	22,500
D4		56,000 円以上 72,000 円未満	26,900	26,500
D5		72,000 円以上 97,000 円未満	30,000	29,500
D6		97,000 円以上 112,000 円未満	37,300	36,700
D7		112,000 円以上 138,000 円未満	42,300	41,600
D8		138,000 円以上 169,000 円未満	44,500	43,800
D9		169,000 円以上 180,000 円未満	49,200	48,400
D10		180,000 円以上 210,000 円未満	51,000	50,200
D11		210,000 円以上 245,000 円未満	54,300	53,400
D12		245,000 円以上 260,000 円未満	57,200	56,300
D13		260,000 円以上 301,000 円未満	61,000	60,000
D14		301,000 円以上	63,500	62,500

※保育料表は令和 8 年 8 月時点のものになります。

備考

- 「保育標準時間」とは、こども・子育て支援法施行規則（平成 26 年内閣府令第 44 号）第 4 条第 1 項の規定により、1 月当たり平均 275 時間までの区分に認定された保育必要量をいう。
- 「保育短時間」とは、こども・子育て支援法施行規則第 4 条第 1 項の規定により、1 月当たり平均 200 時間までの区分に認定された保育必要量をいう。
- 「世帯」とは、教育・保育認定保護者又は扶養義務者の属する世帯をいう。